

(監査結果に関する報告に基づき講じた措置公表)

監査委員公表第 674 号

令和 2 年 2 月 20 日付け監査第 817 号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 18 日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 井 上 明 夫
 大分県監査委員 藤 田 正 道

- 1 令和元年度行政監査の結果（令和 2 年 2 月 20 日付け監査第 817 号）に関する報告に基づく措置
 (1) 概要 「措置済」 2 件
 (2) 措置の状況

公金収納事務に係る措置の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）			
項 目	監査の結果（要旨）	監査対象機関	措置の概要
1 事務の効率性及び県民の利便性からみた問題点			
ア 河川使用料	<p>（現状）</p> <p>河川使用料については、使用料の徴収に係る事務の約 9 割が、年度末及び年度当初に集中している。</p> <p>中には年間使用料が数百円のものもあり、複数年度にわたる使用許可を受けている使用者についてこのような少額の徴収を毎年度行うことは、現況確認ができるという利点がある一方、事務負担等を考えると効率的な取扱いとはいえないとともに、使用者にとっても手続が繁雑である。</p> <p>（検討事項）</p> <p>少額の河川使用料を毎年度徴収することは、申請者及び職員にとって負担となっており、効率的な取扱いとはいえないことから、複数年度の使用料を一括して徴収するなど徴収方法について検討すること。</p>	河川課	<p>河川の流水占用料等（以下「河川使用料」という。）の徴収方法については、平成 28 年の河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）の改正により、河川を使用する全期間（最長 10 年）分の河川使用料を一括して徴収することができることとなり、同時に発出された国土交通省通知により、納付者が毎年度納付又は占用期間分の一括納付のいずれかを選択することも可能となった。</p> <p>今回の指摘を受け、納付者が希望する場合に一括納付を可能とするよう、令和 3 年 3 月に河川の流水占用料等の徴収に関する条例（平成 12 年大分県条例第 17 号）を改正し、令和 3 年度から、毎年度納付又は一括納付を納付者に選択してもらい、納付者の意向に沿った方法により、関係土木事務所において河川使用料を徴収することとしている。</p> <p>【措置済】</p>

<p>2 事務の適正性からみた問題点</p>			
<p>エ 証紙の受払報告</p>	<p>(現状) 大分県収入証紙取扱規則(昭和50年大分県規則第19号。以下「証紙規則」という。)第12条は、出納員等は毎年度3月31日現在の証紙の出納状況を証紙受払報告書により翌年度の4月10日までに知事に報告しなければならないと規定しているが、証紙売りさばき機関から提出された証紙受払報告書の内容を証紙の管理業務に活用することはなく、提出の有無の確認さえ行っていなかった。</p> <p>(検討事項) 証紙売りさばき機関が証紙受払報告書を提出する事務が無駄になっていると認められることから、用度管財課は、当該報告を求める目的と必要性について検証し、今後の取扱いについて検討すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>証紙受払報告書は、証紙規則第7条の規定に基づき用度管財課が作成する証紙交付簿により代替が可能であることから、規則改正に向けた検討を行った。</p> <p>規則改正にあたっては、他の法令への影響等を検討したが、証紙受払報告を引用している法令がない等、廃止に伴う影響がないと判断されたことから、令和3年4月1日を施行日とする証紙規則の改正を行い、証紙受払報告を廃止した。</p> <p>【措置済】</p>